

# 令和4年第6回(9月)定例会 議案参考資料

## 【単行議案】

議第65号	公平委員会委員の選任について	1P
議第66号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	2P
議第67号	教育委員会教育長の任命について	3P
議第68号	教育委員会委員の任命について	4P
議第69号	人権擁護委員候補者の推薦について	5P
議第70号	宮津市職員の育児休業等に関する条例及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	6P



議案参考資料  
令和4年9月定例会

議第65号	公平委員会委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 公平委員会委員3人のうち1人の委員の任期が、8月31日で満了となるため、委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 【選任予定者】</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>桐村 圭子 (きりむら けいこ)</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和34年11月19日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>宮津市字杉末1504番地</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和4年9月1日～令和8年8月31日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>新任</td> </tr> </table> <p>◆参考【非改選委員】 豊浦 嘉治 令和2年12月7日～令和6年12月6日 (1期目) 福井 栄子 令和3年12月18日～令和7年12月17日 (1期目)</p>		氏名	桐村 圭子 (きりむら けいこ)	生年月日	昭和34年11月19日	住所	宮津市字杉末1504番地	任期	令和4年9月1日～令和8年8月31日	その他	新任	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p>	
氏名	桐村 圭子 (きりむら けいこ)												
生年月日	昭和34年11月19日												
住所	宮津市字杉末1504番地												
任期	令和4年9月1日～令和8年8月31日												
その他	新任												
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>											
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>											
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>											
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>				重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—						
重点プロジェクト	—												
テーマ別戦略	—												
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係</p> <p>総務課 職員係 (45-1603)</p>	<p>添付資料</p>										

議案参考資料  
令和4年9月定例会

議第66号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------------	----	------

<b>【提案の概要】</b> ◆提案の趣旨・目的 固定資産評価審査委員会委員3人のうち2人の委員の任期が、9月30日で満了となるため、委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。 ◆提案の概要 <b>【選任予定者】</b> <table border="1" data-bbox="147 539 985 758"> <tr><td>氏名</td><td>茶谷 亜希子 (ちゃだに あきこ)</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>昭和42年1月13日</td></tr> <tr><td>住所</td><td>宮津市字魚屋866・867番地</td></tr> <tr><td>任期</td><td>令和4年10月1日～令和7年9月30日</td></tr> <tr><td>その他</td><td>再任(3期目)</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="147 801 985 1019"> <tr><td>氏名</td><td>稲岡 英志 (いなおか ひでし)</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>昭和43年9月10日</td></tr> <tr><td>住所</td><td>宮津市字安智2432番地の1</td></tr> <tr><td>任期</td><td>令和4年10月1日～令和7年9月30日</td></tr> <tr><td>その他</td><td>新任</td></tr> </table> ◆参考 非改選委員 小嶋 滋 令和2年10月1日～令和5年9月30日(4期目)		氏名	茶谷 亜希子 (ちゃだに あきこ)	生年月日	昭和42年1月13日	住所	宮津市字魚屋866・867番地	任期	令和4年10月1日～令和7年9月30日	その他	再任(3期目)	氏名	稲岡 英志 (いなおか ひでし)	生年月日	昭和43年9月10日	住所	宮津市字安智2432番地の1	任期	令和4年10月1日～令和7年9月30日	その他	新任	<b>【政策等の背景・提案までの経過】</b> ○地方税法(昭和25年法律第226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条第3項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 ○宮津市市税条例(昭和30年条例第33号) (固定資産評価審査委員会の設置) 第79条第2項 審査委員会は、委員の定数を3人とする。	
氏名	茶谷 亜希子 (ちゃだに あきこ)																						
生年月日	昭和42年1月13日																						
住所	宮津市字魚屋866・867番地																						
任期	令和4年10月1日～令和7年9月30日																						
その他	再任(3期目)																						
氏名	稲岡 英志 (いなおか ひでし)																						
生年月日	昭和43年9月10日																						
住所	宮津市字安智2432番地の1																						
任期	令和4年10月1日～令和7年9月30日																						
その他	新任																						
		<b>【市民参加の状況】</b>																					
		<b>【政策等の効果及び費用】</b> ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円																					
		<b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b>																					
<b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b>																							
重点プロジェクト	—																						
テーマ別戦略	—																						
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係 税務・国保課国保年金係(45-1616)	添付資料																				

議案参考資料  
令和4年9月定例会

議第67号	教育委員会教育長の任命について	区分	人事案件										
<b>【提案の概要】</b> <b>◆提案の趣旨・目的</b> 教育委員会教育長の任期（3年）が、9月30日で満了となるため、教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。 <b>◆提案の概要</b> <b>【任命予定者】</b> <table border="1" data-bbox="136 536 981 786"> <tr> <td>氏名</td> <td>山本 雅弘 (やまもと まさひろ)</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和31年6月29日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>宮津市字須津1766番地の1</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和4年10月1日～令和7年9月30日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>再任（現在2期目）</td> </tr> </table>		氏名	山本 雅弘 (やまもと まさひろ)	生年月日	昭和31年6月29日	住所	宮津市字須津1766番地の1	任期	令和4年10月1日～令和7年9月30日	その他	再任（現在2期目）	<b>【政策等の背景・提案までの経過】</b> ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） （組織） 第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。 <b>【市民参加の状況】</b>  <b>【政策等の効果及び費用】</b> ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円 <b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b>	
氏名	山本 雅弘 (やまもと まさひろ)												
生年月日	昭和31年6月29日												
住所	宮津市字須津1766番地の1												
任期	令和4年10月1日～令和7年9月30日												
その他	再任（現在2期目）												
<b>◆提案の根拠法令</b> （任命） 第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。													
<b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b> 重点プロジェクト — テーマ別戦略 —													
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 宮津市教育大綱・教育振興基本計画		担当課・係 学校教育課 学校教育係 (45-1641)	添付資料										

議案参考資料  
令和4年9月定例会

議第68号

教育委員会委員の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】											
<p>◆提案の趣旨・目的 教育委員会委員4人のうち1人の委員の任期（4年）が、9月30日で満了となるため、委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 【選任予定者】</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>尾崎 里花子（おざき りかこ）</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和34年3月5日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>宮津市字須津149番地の6</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和4年10月1日～令和8年9月30日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>再任（現在1期目）</td> </tr> </table> <p>◆参考【在任中の委員】 田崎 浩二 令和3年10月1日～令和7年9月30日（2期目） 伊藤 正 令和2年10月1日～令和6年9月30日（1期目） 藤井 陽子 令和元年10月1日～令和5年9月30日（1期目）</p> <p>◆提案の根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第4条（略） 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p>		氏名	尾崎 里花子（おざき りかこ）	生年月日	昭和34年3月5日	住所	宮津市字須津149番地の6	任期	令和4年10月1日～令和8年9月30日	その他	再任（現在1期目）	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） （組織） 第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。</p>	
氏名	尾崎 里花子（おざき りかこ）												
生年月日	昭和34年3月5日												
住所	宮津市字須津149番地の6												
任期	令和4年10月1日～令和8年9月30日												
その他	再任（現在1期目）												
		【市民参加の状況】											
		【政策等の効果及び費用】											
		<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>											
		【他の自治体の類似する政策との比較】											
【第7次宮津市総合計画との整合】													
重点プロジェクト	-												
テーマ別戦略	-												
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 宮津市教育大綱・教育振興基本計画		担当課・係	添付資料										
		学校教育課 学校教育係（45-1641）											

議案参考資料  
令和4年9月定例会

議第69号	人権擁護委員候補者の推薦について	区分	人事案件
-------	------------------	----	------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7人のうち、1人の任期（3年）が、12月31日で満了となるため、候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要【推薦予定者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>住所</th> <th>任期</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほんどう 本藤 ひとみ</td> <td>昭和29年3月5日</td> <td>宮津市字本町782-1</td> <td>令和5年1月1日～令和7年12月31日</td> <td>再任 (現在1期目)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆参考（在任中の委員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉 和美</td> <td>令和3年1月1日～令和5年12月31日</td> </tr> <tr> <td>関野 掲司</td> <td>令和4年1月1日～令和6年12月31日</td> </tr> <tr> <td>森島 順子</td> <td>令和3年1月1日～令和5年12月31日</td> </tr> <tr> <td>森垣 孝子</td> <td>令和4年7月1日～令和7年6月30日</td> </tr> <tr> <td>木村 佳子</td> <td>令和4年7月1日～令和7年6月30日</td> </tr> <tr> <td>矢谷 宣弘</td> <td>令和4年7月1日～令和7年6月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆提案の根拠法令（人権擁護委員法） (委員の推薦及び委嘱) 第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。</p> <p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		氏名	生年月日	住所	任期	その他	ほんどう 本藤 ひとみ	昭和29年3月5日	宮津市字本町782-1	令和5年1月1日～令和7年12月31日	再任 (現在1期目)	氏名	任期	泉 和美	令和3年1月1日～令和5年12月31日	関野 掲司	令和4年1月1日～令和6年12月31日	森島 順子	令和3年1月1日～令和5年12月31日	森垣 孝子	令和4年7月1日～令和7年6月30日	木村 佳子	令和4年7月1日～令和7年6月30日	矢谷 宣弘	令和4年7月1日～令和7年6月30日	重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>○人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。</p> <p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p> <p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
氏名	生年月日	住所	任期	その他																											
ほんどう 本藤 ひとみ	昭和29年3月5日	宮津市字本町782-1	令和5年1月1日～令和7年12月31日	再任 (現在1期目)																											
氏名	任期																														
泉 和美	令和3年1月1日～令和5年12月31日																														
関野 掲司	令和4年1月1日～令和6年12月31日																														
森島 順子	令和3年1月1日～令和5年12月31日																														
森垣 孝子	令和4年7月1日～令和7年6月30日																														
木村 佳子	令和4年7月1日～令和7年6月30日																														
矢谷 宣弘	令和4年7月1日～令和7年6月30日																														
重点プロジェクト	—																														
テーマ別戦略	—																														
		担当課・係	添付資料																												
		市民環境課人権啓発係(45-1615)																													

議案参考資料  
令和4年9月定例会

議第70号

宮津市職員の育児休業等に関する条例及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

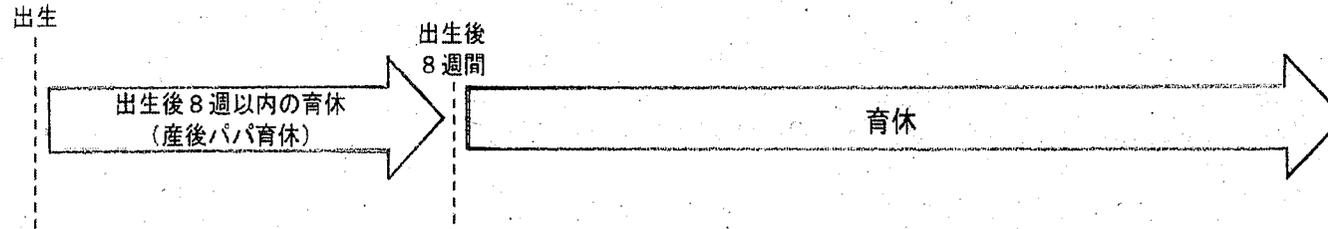
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和3年8月の人事院報告「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」を受けて改正された地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）等に準拠し、本市条例の一部を改正するもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>1 職員の育児短時間勤務制度の創設 半日程度の短時間勤務を可能とする。 （勤務時間に応じて給与減額するもの）</p> <p>2 職員の育児休業の取得回数制限の緩和 （1）育児休業を原則2回（現行：原則1回）まで分割取得を可能とする。 （2）出生後8週間以内の育児休業（いわゆる産後パパ育休）を2回（現行：1回）まで分割取得を可能とする。</p> <p>3 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和 （1）出生後8週間以内の育児休業（いわゆる産後パパ育休）取得要件の緩和 ・「子が1歳6か月に達する日まで引き続き在職」→「子の出生日から起算して8か月を経過する日まで在職」 （2）夫婦交代での取得など子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化</p> <p>◆施行日 令和4年10月1日</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>R3. 8. 10: 令和3年人事院報告 男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」として、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正及び休暇・休業等に関する措置に係る人事院規則改正について意見の申出。</p> <p>R4. 4. 1: 人事院規則等改正施行 R4. 4. 1: 市条例改正施行 ○非常勤職員の育児休業及び部分休業取得要件の緩和 ・「引き続き在職した期間が1年以上」→廃止等</p> <p>R4. 10. 1: 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正施行予定 R4. 10. 1: 人事院規則改正施行予定 ○育児休業の取得回数制限の緩和等</p> <p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p> <p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <p>全国各自治体において同様の改正が行われる予定</p>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画】</b></p>			
<p>重点プロジェクト</p>	<p>—</p>		
<p>テーマ別戦略</p>	<p>—</p>		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 宮津市特定事業主行動計画</p>		<p>担当課・係 総務課 職員係（45-1603）</p>	<p>添付資料 ・法改正の概要 ・新旧対照表</p>

## 宮津市職員の育児休業等に関する条例及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

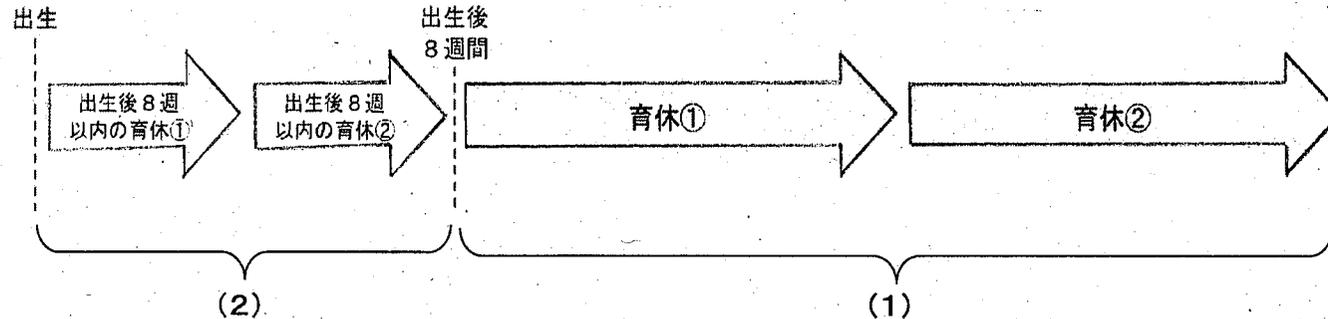
## 2 職員の育児休業の取得回数制限の緩和

- (1) 育児休業を原則2回(現行:原則1回)まで分割取得を可能とする。  
 (2) 出生後8週間以内の育児休業(いわゆる産後パパ育休)を2回(現行:1回)まで分割取得を可能とする。

【現行(原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回)】



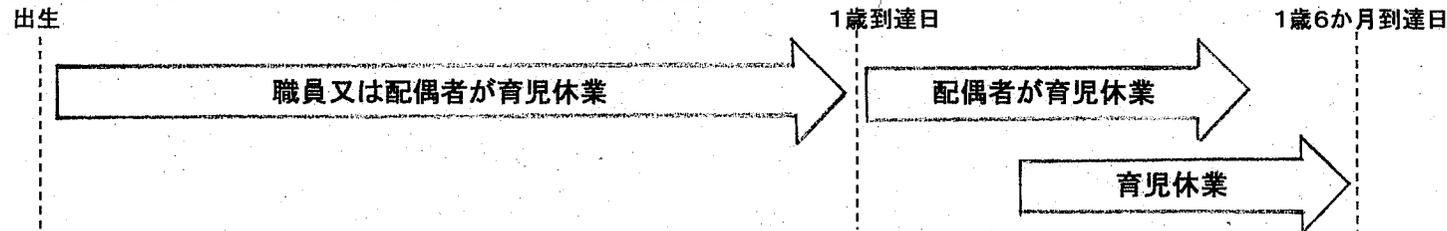
【改正後(原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回)】



## 3 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

- (1) 出生後8週間以内の育児休業(いわゆる産後パパ育休)取得要件の緩和  
 「子が1歳6か月に達する日まで引き続き在職」→「子の出生日から起算して8か月を経過する日まで在職」  
 (2) 夫婦交代での取得など子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

【改正後 1歳到達日以降、配偶者と交替で取得が可能】



宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条）

新旧対照表	
現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条 並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法に定めのあるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員という。以下同じ。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、<u>第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項</u>並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>、</u>職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u> <u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定</u></p>

第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用さ

(削る)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間

れるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)

\_\_\_\_\_とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6)・(7) (略)

(8) その任期 \_\_\_\_\_ の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期 \_\_\_\_\_ の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(削る)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(削る)

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの \_\_\_\_\_ が、 \_\_\_\_\_ 当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の \_\_\_\_\_ 日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間

第4条～第6条(略)

を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第4条～第6条(略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 第2条の規定は、育児短時間勤務をすることができない職員について準用する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育す

ることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年宮津市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものと

する。ただし、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている職員を引き続き任用し  
ておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第13条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる  
場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面により  
その旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)

第14条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務  
をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、  
給与条例第4条、第4条の2及び第5条の規定にかかわらず、これらの  
規定により定められる額に、算出率(勤務時間条例第2条第2項の規定  
により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規  
定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。)  
を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例  
の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第12条第2 項第2号</u>	<u>再任用短時間 勤務職員</u>	<u>育児短時間勤務職員等(宮津市職員の 育児休業等に関する条例第14条第1項 に規定する育児短時間勤務職員等をい う。以下同じ。)</u>
<u>第15条第1 項</u>	<u>支給する</u>	<u>支給する。ただし、育児短時間勤務職 員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤</u>

		<p>務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする</p>
第15条第4項	第2項	<p>宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条</p>
第15条第5項	要しない	<p>要しない。ただし、当該時間が宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて</p>

		<u>得た額とする</u>
<u>第20条第5項</u>	<u>給料</u>	<u>給料の月額を宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに</u>
<u>第20条第6項</u>	<u>給料の月額</u>	<u>給料の月額を算出率で除して得た額</u>
<u>第20条第7項</u>	<u>市長</u>	<u>育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市長</u>
<u>第21条第3項</u>	<u>給料</u>	<u>給料の月額を算出率で除して得た額</u>

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第15条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給与条例第4条、第4条の3、第4条の4及び第5条の規定にかかわらず、第4条及び第5条の規定により定められる額、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員（宮津市職員の育児休業等に関する条例第16条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第22条	再任用職員	短時間勤務職員

第7条～第13条 (略)

第17条～第23条 (略)

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条・附則）

新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い任命権者が定める。</u></p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>

3 \_\_\_\_\_ 宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年条例第6号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。

4 任命権者は、職務の特殊性その他の事由により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、 \_\_\_\_\_

再

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年条例第6号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性その他の事由により前4項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び前条第4項の職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間

任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日

（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由

により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日

を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第7条 （略）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第

を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日

の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第7条 （略）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第

1 第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 (略)

第8条の2～第18条 (略)

1 第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。

3 (略)

第8条の2～第18条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の宮津市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

